

前橋市景観計画改定基本方針 案（R6.11月時点）

1 改定の趣旨

本市は、平成 21 年の中核市への移行に伴い、景観法が定める景観行政団体となり、平成 22 年に前橋市景観計画並びに前橋市景観条例を定め、同年 7 月から施行している。

現行計画には計画期間の定めがないが、策定から 14 年が経過する中で、平成 30 年には本市の最上位計画である第七次総合計画が策定され（令和 3 年に改定）、上位計画である都市計画マスタープランが令和 2 年に改定、さらに令和元年にはアーバンデザイン、令和 4 年には歴史的風致維持向上計画といった新たな関連計画も策定されており、これらに対応していく必要性が生じている。

また、これまでの本市の景観形成の推移をみると、平成 30 年に広瀬川河畔地区を本市第 1 号となる景観形成重点地区に指定したほか、赤城南麓の良好な景観保全を目的とする再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例の施行や、本市独自の仕組みである景観資産登録制度を運用開始するなど、現行計画の策定時点にはなかった取り組みもスタートしている。

以上のことから、本市の景観形成のこれまでの成果と課題を総括したうえで、これからの景観保全、景観形成のあり方を展望するため、現行計画を改定しようとするものである。

2 改定の方針

（1）改定の範囲

景観形成の成果の表出には長い時間がかかることに加え、「これまで」と「これから」の一貫性を担保するため、計画の骨格となる部分は継承する。（資料 3 - ②）

（2）現行計画の総括

現行計画に位置づけられた景観形成方針や行動メニュー等の進捗状況、達成状況を評価し、継承すべき点、改善すべき点を改定内容に反映する。（資料 3 - ③）

（3）主要関連計画との整合

現行計画の施行後に策定・改定された、主要な関連計画（下記）との整合を考慮した改定内容とする。

- ・第七次総合計画
- ・都市計画マスタープラン
- ・アーバンデザイン
- ・歴史的風致維持向上計画
- ・敷島エリアグラウンドデザイン
- ・赤城山景観ガイドライン（※R6 年度中策定予定）

（4）景観保全・形成施策の組み込み

現行計画の施行後に制度化された景観保全・形成施策を計画に組み込む。

- ・景観形成重点地区
- ・景観資産登録制度
- ・再エネ条例
- ・屋外広告物是正指導
- ・色彩調査

(5) 新政策の位置付け

改定後の計画期間において立案すべき政策課題を位置付ける。(下記は例示)

- ・ 広瀬川河畔景観形成重点地区の拡張
- ・ 歴史的風致維持向上エリアにおける景観規制 (屋外広告物・太陽光パネル等)
- ・ 景観形成モデル地区の見直し (クリエイティブシティ構想と連動した新たな景観規制)
- ・ (仮) 赤城山ビジョンの策定 (赤城山景観ガイドラインの活用) 等々

3 体制

(1) 庁内

- ① 庁議 (基本方針・経過報告・パブコメ実施・策定)
- ② 景観計画推進委員会 (施設整備や開発を所管する主要部署、事務局：都計) (資料3-④)

(2) 市民参加

- ① 意見公募手続＝パブコメ (行政手続法第39条)
- ② 公聴会等の開催＝自治会への意見聴取 (⑥)・オープンハウス (景観法第9条第1項)
- ③ 都計審への意見聴取 (景観法第9条第2項)
- ④ 告示・縦覧 (景観法第9条第6項)
- ⑤ 景観審議会への諮問・答申 (前橋市景観条例第25条)
- ⑥ 市内16地区自治会への意見聴取 (景観法第9条第1項)
※地区の目カルテ (案) を各自治会 (連合会長) へ配布し、意見をもらう

(3) 業務委託 (令和8年度業務)

- ① 計画書印刷製本

4 スケジュール

資料3-⑤